

東田第一高炉（熱風炉・煙突）耐震診断業務委託公募説明書

1 当該公募の趣旨

東田第一高炉は、1901年に操業を始めてから改修工事を繰り返した後の第10次改修高炉（1972年吹き出し）を保存整備したものである。

本業務は、東田第一高炉の熱風炉（41m）と煙突（65m）の耐震診断を実施するものである。本業務の実施に際して、熱風炉や煙突の構造へ理解はもちろんのこと建設時（1962年）の設計思想や構造的特徴を理解したうえで耐震診断を実施する必要があること、さらに、煙突が60m以上の高層物であるため動的な解析が別途必要なことを鑑み、これらについて、専門的かつ高度な技術的知見を有していなければならない。このため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札を実施する予定である。

2 業務概要

（1）業務名 東田第一高炉（熱風炉・煙突）耐震診断業務委託

（2）業務の詳細な説明

ア 対象物

熱風炉（3基）	鋼製部	36.19m
	基礎部（GL上部）	5.20m
煙突（1基）	鋼製部	58.50m
	基礎部（GL上部）	6.50m

イ 作業項目

熱風炉	煙突
構造解析モデル作成 静的解析（固定荷重、風荷重、地震荷重） 部材の応力度評価 報告書作成	構造解析モデル作成 静的解析（固定荷重、風荷重、地震荷重） 動的解析（地震荷重、時刻歴応答解析） 部材応力度評価 報告書作成

- ・部材の応力度評価の対象は、本体および脚部アンカーボルトとする。
- ・基礎コンクリート部は評価の対象外。

- ・補強方法の検討・数量算出・工事費の算出は実施しない。

(3) 履行期間 契約締結日から5カ月

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ウ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

- ア 熱風炉・煙突の構造および耐震診断について専門的な知見を有すること。
- イ 煙突の時刻歴応答解析の実績を有すること。
- ウ 建設時（1962年）の設計思想や構造的特徴を理解し、耐震診断および構造評価を実施できるもの。
- エ ア、イ、ウの項について、要件を確認できる書類及び貴社（団体）の概要が分かる書類を提出できること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区城内1番1号
担当課名 北九州市都市ブランド創造局文化企画課
電話番号 093-582-2391 FAX 番号 093-581-5755

(2) 説明書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和8年8月10日から令和8年8月24日まで（閉庁日を除く。）の
毎日、8時30分から17時15分まで

イ 受付担当課

(1) に同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年8月10日から令和8年8月24日まで（閉庁日を除く。）の
毎日、8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

（1）に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を
作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても
参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効と
する。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合
は、これに応じなければならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行う
こととなった当該業務委託の指名競争入札を中止する場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から
起算して7日以内に、書面により、北九州市都市ブランド創造局文化企画局文
化企画課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求め
ることができる。